

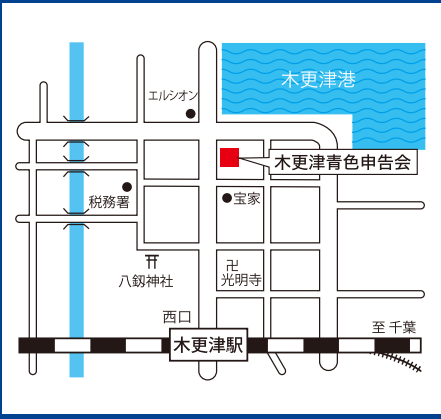


Kisarazu

あおいろ通信

発行所 木更津青色申告会
発行 者 鴫 田 敏 行
編 集 広 報 委 員 会

■木更津市中央3-2-7 唯野ビル3F
TEL 0438-23-8401
FAX 0438-38-3031
http://www.kisarazuairo.server-shared.com



新年明けましておめでとうございませう。令和二年の年頭にあたりまして、木更津青色申告会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、鴫田会長はじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。



木更津税務署
署長 津村和広



木更津青色申告会
会長 鴫田敏行

明けましておめでとうございませう。昨年、年号が平成から令和へと替わり新しい時代、期待と希望に満ちて始まった年でありました。しかし振り返ってみると自然災害、消費税率の引上げ、台風の影響など事業者にとって厳しい年でもありました。

謹賀新年

今年もよろこぶ
お願いいたします。

さて、昨年は元号が新しく「令和」となった節目の年でありましたが、千葉県は台風15号及び19号、また10月25日には記録的な集中豪雨による甚大な被害が出ました。改めまして、被害を受けられた皆様方には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

そのような中で、貴会におかれましては、十一月の「税を考える週間」の広報活動の一環として、木更津オーガニックフェスティバルを皮切りに、マザーイオン長浦店で、花の種・野菜の種を配付してキャンペーン活

当地区でも九月の台風15号では大きな被害に遭われた会員も多くおりました、御見舞いを申し上げます。御見舞いを申し上げます。役員の皆様には、お忙しいところ木更津青色申告会の年度事業に對しましてご協力頂き、お陰様で順調に事業を遂行することが出来ました。

会員の皆様にはお忙しいところ、申し訳ありませんが、引き続きご協力をお願い致します。全国青色申告会連合会では、青色申告制度利用者の要望をまとめ政府へ提出しております。今年度は、「青色事業主勤労所得控除の早期実現」「消費税軽減税率制度適格請求書等保存方式の見直し」「青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げ」「個人事業者の事業継承税制の円滑な運用」等をお願いしております。日本の企業総数は、約358万社のうち小規模事業者は304万社、その

税・個人消費税及び贈与税の確定申告の時期となります。本年も、木更津市民会館の確定申告会場に「青色コーナー」を設置いたしますので、記帳・帳簿等保存義務の説明、決算書等の作成指導、e-Taxの利用勸奨及びマイナンバーの記載等につきまして、より一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。



うち個人事業者197万社、全体の55・1%を締めております。個人事業者の要望を達成するためにも「会勢拡大」「記帳指導」の事業が大切になります。木更津青色申告会では、会計ソフト「ブルーリターンA」の利用を促進して会員が青色申告制度の特典を享受出来るよう会員の皆様にご協力をお願い致します。

木更津税務署からのお知らせ

申告と納期限

令和元年分 所得税及び復興特別所得税
 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
 令和元年分 贈与税
 令和2年2月3日(月)～3月16日(月)
 令和元年分 個人事業者の消費税及び地方消費税
 令和2年3月31日(火)

納税は便利な口座振替で！

所得税及び復興特別所得税 令和2年4月21日(火)
 消費税及び地方消費税 令和2年4月23日(木)

申告書作成相談会場の開設について

- 開設期間(土・日・祝日を除く)
令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
 - 時 間
作成相談の受付時間 8:30～16:00
作成済み書類の提出 8:30～17:00
 - 会 場
木更津市民会館 中ホール
木更津市貝淵2-13-40
- 1 ただし、2月24日(月・振替)と3月1日(日)の2日間に限り、上記会場を開設します。
 - 2 上記会場では、ご自宅等で作成した申告書等の提出も可能ですので、ご利用ください。
 - 3 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。
 - 4 木更津市民会館では、確定申告についての電話によるお問い合わせには、応じておりません。



災害に関する雑損控除等のご案内

令和元年の台風などにより被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害により被害を受けられた方は、令和元年分の所得税及び復興特別所得税で雑損控除等の適用を受けることにより、軽減を受けられる場合があります。また、令和2年分以降についても、原状回復のための費用等の支払いをした場合は、雑損控除の適用を受けられる場合があります。

雑損控除又は災害減免による税額控除の適用について相談される場合にお持ちいただく書類

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額、持分の分かるもの
 - ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
 - ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
 - ④ 市町村から交付された「り災証明書」
- ※ 雑損控除等は、被害を受けた全ての方が適用できる制度ではありません。

消費税の申告には「区分経理」が必要です!!

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。

※ 軽減税率の対象品目の売上がない事業者であっても、仕入や経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要になります。

国税に関する一般的なご相談は、下記の番号へダイヤルし、音声案内に従い確定申告期(1/6～3/16)は「0番」それ以外の時期は「1番」を選択し、「電話相談センター」をご利用ください。

木更津税務署(代表) ☎0438-23-6161

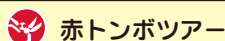
小湊鉄道株式会社

木更津バス総合案内センター

〒292-0831 木更津市富士見1-2-1
 スパークルシティ木更津1階
 TEL.0438-22-3735 FAX.0438-22-3737

国内旅行

- ☆各種貸切バス ☆ホテル手配予約
- ☆パッケージツアー販売 ☆旅行見積
- ☆旅行相談



Sharots



各種印刷
 ホームページ作成

●A4カラーチラシ
 100枚10,000円から

お気軽にご相談ください

〒299-1106 千葉県君津市中島718-7
 TEL.0439-32-3654 FAX.0439-32-5116
<http://www.sharots.com/>
 写植ルームツボタ



税務と経理

会員 齋藤克己

齋藤克己税理士事務所

袖ヶ浦市横田33-1
 トモネビル203

TEL.0438(75)4677